

座間市 生涯学習 プラン

(令和5～12年度)

令和5年4月施行



座間市



生涯学習の意義と計画の趣旨

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。教育基本法第3条では、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない」と規定されています。

本市では、市民の多様な学習意欲に応えるとともに、生涯学習活動支援のための総合的な施策推進の基本的な方向性を明確にするものとして生涯学習プランを平成10年3月に策定し、生涯学習活動の推進に取り組んできました。

現在、人生100歳時代という超長寿社会の到来や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、社会や人々の生活が大きく変化し、それぞれの生活様式に応じた多様な学びの機会の提供が必要となっています。また、生涯学習を通じた人と人とのつながりや地域の連携、協働の意義が改めて認識されるようになってきています。

「座間市生涯学習プラン（令和5～12年度）」は、これらの変化も踏まえ、市民一人一人が生涯にわたって学び、生きがいを持って、豊かで充実した生活を営むことができるよう、更なる生涯学習の推進に取り組むために策定するものです。



目 次

◆生涯学習の意義と計画の趣旨

I	座間市生涯学習プランの性格	
1	位置づけ	1
2	計画期間	1
II	座間市の社会教育(生涯学習)のあゆみ	2
III	前生涯学習プランの総括	5
IV	生涯学習推進の基本理念と基本目標、基本方針と基本施策	11
1	基本理念と基本目標	11
2	基本方針と基本施策	11
(1)	市民が主役となる生涯学習の推進	11
(2)	地域に根差した生涯学習の推進	12
(3)	社会情勢の変化から生じる現代的課題に対応した 生涯学習の推進	13
(4)	豊かな心を育む家庭教育の推進	14
(5)	未来を築く児童生徒、若者に対する居場所の確保や 学びの場の提供	14
(6)	高齢者の生涯学習の推進	14
(7)	障がい者の生涯学習の推進	15
(8)	学習関連機関及びコミュニティ関連機関との連携による 生涯学習の推進	15
(9)	学習活動の支援体制の確立	16
(10)	事業評価システムの実施	17
(11)	推進体制の確立	18
参考資料		
・	座間市の生涯学習に関するアンケート調査報告書(令和4年度実施)	20~27
・	座間市生涯学習プラン策定委員会委員名簿	28
・	座間市生涯学習プラン策定までの取組	29~30

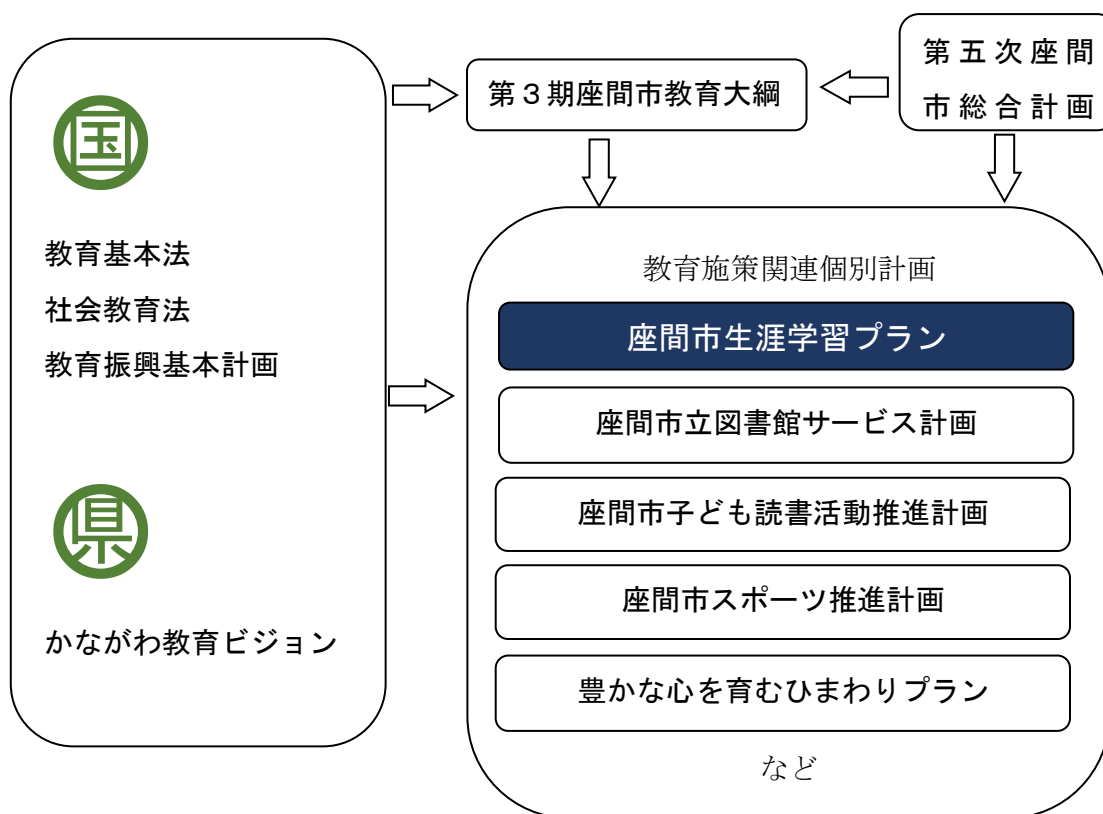
I 座間市生涯学習プランの性格

このたび、座間市生涯学習プラン（令和3年～4年度）計画期間の満了に伴い、これまでの本市の取組を検証し、生涯学習推進に当たっての新たな生涯学習プランを策定します。

1 位置づけ

座間市生涯学習プラン（令和5～12年度）は、上位計画である「第五次座間市総合計画」及び「第3期座間市教育大綱」に定める目標の達成に向け、国・県の生涯学習振興方策や本市の関連個別計画などとの連携・整合を図りながら、本市における生涯学習推進の目標や基本方針、基本施策を示すものです。

また、本市の生涯学習推進の基本施策を示すことにより、関係団体等の理解と協力を得て、生涯学習の円滑な推進を図ろうとするものです。



※「豊かな心を育むひまわりプラン」は学校教育の実施計画に位置づけられます。

2 計画期間

本プランの計画期間は、上位計画となる「第五次座間市総合計画」の計画期間に合わせ、令和5年度から令和12年度までの8年間とします。なお、この間大幅な制度改正や社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

Ⅱ 座間市の社会教育（生涯学習）のあゆみ

座間市の社会教育は、昭和29（1954）年に開館した座間町公民館を中心として発展してきた経過がありますが、その芽は実は明治時代に遡ります。

【明治期～昭和期（第二次世界大戦前）】

明治32（1899）年頃から座間には「幼年会」という子どもたちの団体がありました。これは、子どもたちの自主的な組織で、大人の援助を受けることなく、読み聞かせや遠足、集団登校などの活動をしていましたが、やがて地域全域に広がっていきました。

その後、会の活動が盛んになるにつれて、個人宅を借りるのでは手狭になり、地域に「～幼年会倶楽部」や幼年会OBのための「～青年会倶楽部」という集会所ができました。

これは、現在の公民館と同じ性格を持っているものでした。ここでは、先輩、後輩の交流の中で、様々な学びやレクリエーションが行われていましたが、第二次世界大戦により活動は行われなくなりました。

【昭和期（第二次世界大戦後）】

戦後、この幼年会活動を経験した青年たちが、昭和24（1949）年の社会教育法施行に伴い、いち早く公民館建設運動に立ち上がり、彼ら青年団の力によって昭和29（1954）年に座間町公民館が開館しました。

昭和30年代は、青年団、婦人会等いわゆる社会教育関係団体が公民館を拠点に活動を展開する団体中心の社会教育が行われ、社会教育活動における先進的自治体となっていきました。

昭和40年代に入ると急激に都市化が進み、人口も急増しました。そこで、新しい市民を対象に郷土意識を育む一助として、様々な趣味の講座や教養講座が組まれるようになりました。また、文化団体による自主的事業も数多く開催されるようになり、各種事業により公民館が埋め尽くされる時代になりました。

一方、文化福社会館や児童館等市民の集会や活動ができる施設が各地域に設置されてきたため、公民館は本来の使命である成人教育を中心とする事業に厚みを増すことができるようになりました。

昭和50年代に入ると、52（1977）年に北地区文化センター、56（1981）年に東地区文化センターが開館し、市内の公民館施設は3館となりました。また、事業実施に当たっては、生活課題を学習する講座などでは、市民とともに企画を創り上げる準備会方式を取り入れ、乳幼児をもつ保護者が事業に参加しやすいよう東地区文化センターに保育室を

設けるなど、新たな取組が行われるようになりました。さらには、事業参加者同士の横のつながりを深めるためのサークル支援なども積極的に展開されるようになり、趣味・教養、芸術や諸文化の事業を通じて、多くのサークル・団体・社会活動が生まれました。また、昭和58年度には、相模原市と相模女子大学が実施していた市民大学事業にも加わりました。

昭和60年代に入ると、62（1987）年に「コミュニティ施設の整備マスタープラン」を策定し、地域に密着した多機能・多目的のコミュニティセンターの整備が図られ、市民と行政の役割分担によるまちづくりの機運が見られるようになりました。

さらに、昭和62（1987）年から63（1988）年にかけて文部省の委託を受け、生涯学習都市構想の研究協議会を設置し、「まち全体で生涯学習に取り組む体制づくり」を主題とする「座間市生涯学習都市構想研究報告書」をまとめ、生涯学習体制の確立への機運は一層高まりました。

【平成期】

平成3（1991）年3月に策定した「第三次座間市総合計画」に基づき、市民体育館、市民文化会館、市民健康センター及びコミュニティセンターを整備し、市民の学びの場として利用もされるようにもなりました。また、「生涯学習の推進」が同総合計画基本計画の中に位置付けられ、小学校の余裕教室の開放等を行いました。

平成10（1998）年3月には、座間市における生涯学習活動支援のための総合的な施策推進の基本方向を明らかにするものとして「座間市生涯学習プラン」（計画期間 平成10～22年度）を策定しました。この時期から、社会構造の変化もあって、社会教育活動の担い手の中心が、乳幼児を持つ母親や高齢者となる傾向がより顕著となりました。

一方、平成15年度に北地区文化センター実施の講座を発端として、市民による社会活動としての子どもの居場所「フリースペース」が生まれました。

平成23（2011）年3月には、「第四次座間市総合計画」に基づき、前プランの基本精神を発展・継承し、今後の10年を見据えた計画として、新たに「座間市生涯学習プラン」（計画期間 平成23～32年度）を策定しました。

平成27年度には、本市の教育行政を推進するための基本指針として「座間市教育大綱」を策定しました。その後も女性の社会進出、核家族化は進み、より一層、家庭教育の重要性が認識されることとなり、平成31年度「第2期座間市教育大綱」に「教育の出発点である家庭教育への支援」を加えました。

また、社会教育活動やボランティア活動の担い手の高齢化がより顕著となっていることなどから、北地区文化センター、東地区文化センターのエレベーター設置等、施設のバリアフリー化を進めました。なお、各公民館施設などを中心として青少年教育（居場所づくり・家

庭教育)、福祉教育(市民の自主的な学習グループ、組織づくり)といった取組も市民と協働して進めてきました。

【令和期】

令和2年度にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により、生涯学習の現場では市立公民館及び市民文化会館で一時的な閉館や利用時間の短縮などを行ったり、上半期には講座や催しの中止や延期をしたりする状況はありましたが、下半期は開催方法や規模などを再検討し、一部の事業については実施することができました。

そして、令和3(2021)年2月には、次期総合計画の計画期間を令和5年度からの8年間としたことに伴い、「第四次座間市総合計画」を基本とした「座間市市政運営指針」(計画期間 令和3～4年度)を策定しました。

このことと「第2期座間市教育大綱」の計画期間を踏まえ、基本的に前プランの方針を継続した「座間市生涯学習プラン(令和3～4年度)」を令和3(2021)年4月に策定しました。

そして令和5(2023)年4月施行の「第五次座間市総合計画」を踏まえ、「座間市生涯学習プラン」も今後の8年間を見据えた新たなプランとして、市民アンケートやパブリックコメントの実施、社会教育委員会議への意見聴取、生涯学習プラン策定委員会での検討を経て策定する運びとなりました。

※社会教育及び生涯学習については、次のように法律で規定されています。

社会教育法(社会教育の定義)

第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションを含む)をいう。

教育基本法(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

教育基本法(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

Ⅲ 前生涯学習プランの総括

今回の生涯学習プランを策定するに当たり、平成23年3月及び令和3年4月策定の生涯学習プラン（以下「前生涯学習プラン」という。）を検証し、課題については新プランの基本方針・基本施策に反映しました。

前生涯学習プランでは「いつでも どこでも だれでも学べ、市民文化の創造ができる ざまをめざして」を推進目標に、

1. 市民の学習意欲と社会の要請を踏まえ、そのために必要となる各種施設や市でできる学びの機会を持続的に提供し、学習の成果を生活や地域活動に活用し、市民文化が創造できるよう支援します。
2. 市民が求める芸術文化の催しを企画・提供し、市民が行う芸術文化活動を支援するとともに、必要な情報や知識を提供し、市民文化が創造できるよう支援します。
3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、市民がより安全安心に生涯学習活動や芸術文化活動等を行えるように対策をした上での事業運営に努めます。

※3. は令和3年4月策定に追加

の3つを目標として掲げ、基本方針を示しました。

ここではその基本方針の11項目（※）について検証し、総括とします。

※平成23年3月策定時の基本方針は10項目でした。令和3年4月策定時に「高齢者の生きがいや障がい者に対する生涯学習の推進」を「高齢者に対する生涯学習の推進」と「障がい者に対する生涯学習の推進」に分割したことにより、基本方針は11項目となりました。

（1）市民が主役となる生涯学習の推進

市立公民館を中心に、様々な学級講座や市民大学の実施など市民の学ぶ機会を提供するとともに、地域課題や現代的課題を取り上げる「市民自主企画講座」や家庭教育支援として「子育て家庭教育講座」を市民団体等に委託するなど、市民自身の自主性や企画力向上を支援する取組を行いました。しかし、これらの委託講座では実施団体や講座内容の固定化も見受けられます。

また、乳幼児の保護者の生涯学習を支援するため、生涯学習活動している間の乳幼児を保育する保育ボランティアの養成も継続的に行うとともに、子育て支援を行う団体で組織され

る「座間市子育て支援ネットワーク」の活動も支援してきました。

しかし、生涯学習ボランティア、保育ボランティア団体等の高齢化が進んでいるため、幅広い人材の確保や育成が急務の状況です。

図書館では、課題を解決する楽しさを体験する「座間市図書館を使った調べる学習コンクール」を小学生から大人までを対象に継続して開催しました。

スポーツ関係では、市民が日常を送る中で、年齢、性別を問わず各々のライフステージや体力、興味、目的、技術などに応じてスポーツを楽しむことができるようスポーツ教室などの事業を実施するとともに、市民体育館を始め、市スポーツ施設の運営管理や学校体育施設開放などの環境整備を進め、健康への意識の向上を図り、生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ振興とスポーツ団体への支援に努めました。

【課題】

- ・ 学びを支援する人材（生涯学習ボランティア、保育ボランティア等）の確保、育成
- ・ 市民活動を支援する職員の資質向上
- ・ 市民自主企画講座等での新規実施団体の開拓及び既存団体の企画力向上への支援

(2) 地域に根差した生涯学習の推進

市立公民館では、各館の地域性や実情にあわせ、「あすなる大学」、「ふれあい自然科学クラブ」、「よんもく会」等独自の事業を行ってきました。これらの学習機会を通じて、地域課題の探求や、地域のまちづくり・人づくりが行われています。より広い市民にその輪を広げていくことが期待されています。

市民文化推進の関係では、「市民芸術祭」、「児童文化展」などを開催し、芸術文化活動の充実と文化団体の育成及び活動支援に努めました。

また、市内の文化団体との協働により各種講座を開催しました。

市史文化財の関係では、新たな重要文化財の指定や文化財・郷土史に関する冊子の刊行を行いました。また、無形文化財の継承団体には補助金を交付するとともに、各団体の公演を共催で行うなど、活動を支援しました。しかし、担い手の高齢化や継承者不足が顕著となっています。

各事業とともに令和元年度末以降の新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの事業を中止、延期しましたが、一部の事業はインターネット上での展示会、講座の動画配信など開催方法を工夫して実施しました。

【課題】

- ・地域団体やコミュニティセンターとの連携、協働
- ・支援をする職員の専門性向上
- ・市内の文化団体やアーティストファイル登録者の協働事業への積極的な参加の促進
- ・無形文化財の担い手の高齢化、継承者不足
- ・新型コロナウイルス感染症対策を施しての新しい生活様式に対応した事業展開

(3) 現代的課題に対応した生涯学習の推進

市民自主企画講座では市民団体、市民大学では相模原市や近隣大学・専門学校等と共催し、その時々々の現代的課題に対応する学習機会の提供や充実化を進めました。

市民自主企画講座・市民大学ともに市民の学習の場として根付いていますが、SDGs（持続可能な開発目標）のように現代に即した課題への市民の関心も高まっているため、今後も学びの場の提供に努めるとともに、地域づくりにも結び付けていくような取組が必要です。

【課題】

- ・市民、市民団体、NPO等との（企画段階からの）連携、協働
- ・研修等による担当職員の資質向上

(4) 豊かな心を育む家庭教育の推進

家庭教育の推進については、市立公民館を始めとした施設を中心に、乳幼児のいる保護者に対し、子育てサロン、家庭教育学級などの子育て（家庭教育）を学ぶ場や、保護者同士の交流の場の提供に努めました。また、父子対象の講座や日曜日実施の講座など、より多くの保護者が参加できるように工夫して事業を行いました。また、小中学生を持つ保護者を対象とした事業の充実化にも努めました。

なお、PTA等が実施する家庭教育講座については、実施団体に講座の主旨や目的を理解いただくよう今後も努めていく必要があります。

【課題】

- ・小中学生を持つ保護者を対象とした事業の一層の充実
- ・家庭教育力向上に結び付く家庭教育講座充実
- ・PTA関連の研修、講座実施の在り方

(5) 未来を築く児童・生徒、若者に対する居場所の確保や学習支援の推進

市立公民館や青少年センター等を中心に、児童生徒、若者を対象とした学習機会、イベントの提供や芸術・文化活動等の支援に努めるとともに、様々な困難を抱える若者の居場所（北

地区文化センター・東地区文化センターのフリースペース)の提供も継続して行いました。また、青少年相談室で、相談員を増員する等、相談支援体制を強化し、関係機関とも適切に連携することができました。

今後も地域、学校、関係団体、NPO等とのより一層の連携が必要です。

【課題】

- ・地域、学校、関係団体、NPO等との連携、協働

(6) 高齢者に対する生涯学習の推進

東地区文化センターには高齢者学級「あすなろ大学」があり、学習だけでなく、それを通じた仲間づくりも進められました。また、市立公民館の学習講座、市民大学などの事業にも多くの高齢者の参加がみられます。なお、地域の集会所等へ専門知識を持つ市職員を講師派遣する生涯学習宅配便も、自治会や老人会等で利用されることも多く、高齢者の学びの場の選択肢の一つとなっています。

今後も関係部局と協力し、市民団体とのより一層の連携が必要です。

【課題】

- ・関係部局、関係団体や施設等との連携、協働
- ・学習機会を得られない、又は得ることが難しい高齢者への学びの場の提供

(7) 障がい者に対する生涯学習の推進

市民自主企画講座開設事業ではNPO団体や市民団体などとの共催で障がい者も対象とした講座を単発的に行いました。今後は関係部局やNPO団体、市民団体、福祉施設等とも連携し、障がい者に対しても継続的に生涯学習の機会を提供していく必要があります。

【課題】

- ・障がい者への継続的学習支援
- ・関係部局、関係団体や施設等との連携、協働

(8) 学習関連機関及びコミュニティ関連機関との連携による生涯学習の推進

市民大学運営事業では近隣大学や専門学校等と連携し、市民への多種多様な学習要求に对应しています。また、同事業ではオンライン講座も実施し、コロナ禍でも生涯学習活動を継続できるよう努めました。

学校、コミュニティセンターや地域団体等との協働による学習支援は、市民自主企画講座開設事業を通じて地域のNPO法人による講座開設を支援し、相互提案型協働事業により市

内団体と新たな講座を開設するなどの取組をしてきましたが、現状では十分とはいえません。今後もより一層の各機関との連携が必要です。

【課題】

- ・学校、コミュニティセンター、地域団体等との連携、協働

(9) 学習活動の支援体制の確立

子育て支援情報誌「ざまっぷ」、子育てカレンダー、生涯学習宅配便メニュー集の発行を通じて学習機会の情報提供に努めてきました。また、生涯学習施設の維持補修や、学校施設の開放などを行って、学習環境を提供しました。郷土資料館の整備についても、検討委員会の提言に基づき意見書をまとめました。

ボランティア養成講座によるボランティア人材の育成と、市民との協働事業を実施し、講座企画・運営力のある人材育成に努めました。今後も生涯学習ボランティア、保育ボランティア等の高齢化や人材不足の解消に向けた対策を継続していく必要があります。

今後は、生涯学習支援に貢献する地域人材の発掘や育成を進めるために、市立公民館、青少年センターや市民活動サポートセンターなどの地域施設において、市民の学習活動に係る相談に対応できるような人材育成や体制整備を進める必要があります。

【課題】

- ・市民活動サポートセンターとの連携
- ・市民へのより効果的な情報提供
- ・学びを支援する人材（ボランティア）の確保、育成
- ・専門性を持つ職員（社会教育主事等）の安定的配置及び資質向上
- ・市立公民館、図書館やスポーツ施設など生涯学習施設の整備促進

(10) 学習成果の評価システムの実施

公民館運営審議会による公民館事業の評価は行っていますが、その他個々の事業については、特段評価していません。

事業の質的向上を図り、地域課題解決に効果的な事業を実施するためには、市民や各種団体に対するアンケートなど、市民の意見・要望を聴くとともに、外部事業評価の導入など、現状の評価システムを改善する必要があります。

【課題】

- ・評価システムの構築
- ・学習成果の評価の難しさ

(1 1) 推進体制の確立

本市の生涯学習を推進するには、庁内横断的な対応が必要となる場合に、生涯学習推進会議を開催し、生涯学習推進施策の効果的推進に努めるとともに、具体的な情報共有や諸課題の解決等に取り組む必要があります。

【課題】

- ・生涯学習推進会議の在り方（役割）



IV **生涯学習推進の基本理念と基本目標、** 基本方針と基本施策

1 基本理念と基本目標

【基本理念】

「いつでも どこでも だれでも学べ、
市民文化を創造できる ざまをめざして」

平成23年度に策定した「座間市生涯学習プラン」から一貫して掲げてきた推進目標を継承し、市民のだれもが心身の健康を維持し、豊かな人生を送ることができるように本市の生涯学習を推進するため、基本理念を設定します。

【基本目標】

基本理念を実現するため、2つの目標を掲げます。

1	市民の学習意欲と社会の要請を踏まえ、そのために必要となる施設や学びの機会を継続して提供し、学習の成果を生活や市民活動にいかすことができるよう、生涯学習を推進します。
2	市民が求める文化芸術の催しを企画・提供し、市民が行う文化芸術活動を支援するとともに、必要な情報や知識の提供に努め、市民文化を創造し発信できる環境づくりを推進します。

2 基本方針と基本施策

基本目標を達成するため、1 1の基本方針と3 2の基本施策を推進します。

基本方針（1）市民が主役となる生涯学習の推進

生涯学習は、各人が自己の目標に向かって、自らの意思で内容や方法を選択・創造する自主的な学習活動です。そのため、「生涯学習の主役は市民一人一人」であるという観点に立ち、市民の学習意欲を踏まえた学習環境の整備を目指します。また、市民が安全安心に継続的に学ぶことができる環境や学んだ成果が発揮できる機会を整えるとともに、市民一人一人が自ら学ぶ意欲を培えるよう啓発に努めます。

【基本施策】

①多様な学習機会の提供

多様な学習機会の提供を通して学習への動機付けを行い、さらには、継続的かつ発展

的に学習できるよう自主サークルの育成や支援、仲間づくりができる環境づくりに努めます。

②図書館等を使った「調べ学習」の推進

市民自身の研究課題に対応できるよう図書資料を充実させるとともに、幅広い世代への「調べ学習」に対する支援を推進します。

※図書館は、「座間市立図書館サービス計画2022」を策定しています。

③スポーツを通じた生きがいつくりや仲間づくりの機会の充実

「座間市スポーツ推進計画」を推進する中で、市民の「スポーツ」や「健康管理」に対するニーズに応えるだけでなく、スポーツを通じた生きがいつくりや仲間づくりの機会の充実にも努めます。

基本方針（2）地域に根差した生涯学習の推進

市民の学習活動の支援に当たっては、本市の歴史・文化・伝統、人的資源、地理的環境などを踏まえつつ、地域の特性や課題、実情などに応じた生涯学習の推進を目指します。

また、このような生涯学習の推進は、市民相互のふれあいはもとより、学習の成果が地域に還元されることによって、まちづくりへと発展し、個人のみならず地域全体の活力をもたらすことにつながることを期待されます。そのため、家庭・学校・地域・関係団体等と連携・協働しながら、市民が生涯学習を通して、地域に根差した学習活動や交流ができる環境づくりに努めます。

【基本施策】

①地域課題の解決や市民生活向上のための学習機会の提供

地域に根差した学習活動を支援するため、地域の課題や市民生活の課題などを積極的に取り上げ、地域のまちづくりや人づくりを念頭においた学習機会の提供に努めます。

②市民の自主企画による学習機会の提供

市民団体自身が企画する講座を支援することを通じ、指導者や人材の育成、団体の学習活動を推進します。

③市民の文化芸術活動への支援を通じた個性豊かな文化芸術の創造

市民の文化芸術活動への支援を行い、市民が文化芸術に親しむ環境づくりに取り組み、個性豊かな文化芸術の振興を目指します。

ア 市民ニーズの把握に努め、幅広い市民参加による市民の文化芸術の振興を図ります。

イ 市民の文化芸術活動の拠点となっている市民文化会館の整備・維持管理を計画的に行い、利用者の安全性や利便性の向上を図ります。

ウ 市民芸術祭等の開催を通して、市民の自主的な創作発表の機会を提供することにより、心の豊かさの拡充を図ります。

エ 展示や講座等の開催を通して、優れた文化芸術に触れる機会を提供することにより市民の文化芸術に対する理解を深めます。

オ 市内の文化団体への助成を通して、継続的な市民の文化芸術活動の充実を図ります。

④郷土の文化財の保存・継承と、歴史資料の調査・研究、その活用による郷土学習の推進及び郷土愛の醸成

郷土の文化財の保存・継承と、歴史資料の調査・研究に努め、その活用を図り郷土愛の醸成を目指します。

ア 市民の宝である文化財を保護し、次の世代へ継承することにより、郷土の伝統を守ります。

イ 埋蔵文化財を適切に調査し、貴重な文化財の適切な保存に努めます。

ウ 郷土に伝わる古文書等の資料を調査・研究し、刊行することで地域の歴史に係る理解を深めます。

エ 文化財や歴史に関する展示を行い、市民の関心を高めます。

オ 歴史資料や考古遺物を題材に講座を開催し、郷土学習の推進に取り組みます。

基本方針（3）社会情勢の変化から生じる現代的課題に対応した生涯学習の推進

SDGs（持続可能な開発目標）、少子高齢化、グローバル化、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展、人権・男女共同参画、性の多様性、環境問題などの現代的課題の学習を市民との協働の視点に立って取り組むことを目指します。

【基本施策】

①現代的課題に対応する学習機会の充実

現代的課題に対応した講座を市民に提供します。

②市民大学等の充実

相模原市や近隣大学・専門学校等と共催して市民大学を開催し、多種多様で専門的な学習機会の提供・充実にも努めます。

基本方針（４）豊かな心を育む家庭教育の推進

核家族化や少子化などを受けて、人々の価値観が多様化する一方、地域とのつながりが希薄化するなど、子育てを取り巻く環境は日々変化しています。家庭教育への支援として、市立公民館を始めとした施設を中心に、保護者に対し、子育て（家庭教育）を学び、地域の人とつながりを作ることができる場を提供し、地域の家庭教育力の充実に努めます。

【基本施策】

①家庭教育関連事業の充実

乳幼児から小・中学生の子を持つ保護者を対象とした家庭教育学級の開設や講座のより一層の充実を図るとともに、PTAや子育て支援団体等が開く家庭教育講座を支援することなどを通じて、保護者自身の家庭教育力の向上に努めます。

②乳幼児を持つ保護者への学習支援の推進

子育てサロンや育児サークル等、乳幼児を持つ保護者同士の交流や学習の支援に努めます。

基本方針（５）未来を築く児童生徒、若者に対する居場所の確保や学びの場の提供

児童生徒、若者の豊かな心を育むために、学びの場を提供するとともに、地域の児童生徒の健全育成、困難を抱える若者やその保護者の支援に努めます。

【基本施策】

①児童生徒、若者に対する支援の充実

児童生徒、若者への講座やフェスティバル等を通じた学習や体験の機会の提供、文化芸術等の自己表現活動の支援を推進します。

また、困難を抱える児童生徒、若者については相談機能の充実を図りながら、家庭、学校、地域、関係団体、NPO等と連携し、家庭や学校以外の居場所の確保に努めます。

基本方針（６）高齢者の生涯学習の推進

高齢者が地域の中で様々な学習ができるような場づくりを進めるとともに、学習を通して生きがいや仲間づくり、地域活動につなげるため、関連部局や市民団体等と連携し、人とのつながりの中で自己実現を図れるよう支援します。

【基本施策】

①高齢者に対する学習支援の充実

市立公民館を中心に高齢者を対象とした学級・講座を開催します。また、地域の集会所等へ行政関連の専門知識を持つ市職員を講師派遣するなど、身近な場所での学習機会の充実に努めます。

基本方針（7）障がい者の生涯学習の推進

障がい者の学習・交流を積極的に支援します。

【基本施策】

①障がい者に対する学習支援の充実

障がいの特性を踏まえた障がい者への学習支援のため、関係部局、市民団体、NPO等と連携して学習機会を提供するよう努めます。

②共に学ぶ環境づくり

障がいの有無にかかわらず、共に学ぶ環境づくりとして障がいに関する社会的意識向上を図り、障がい者が学習を通じて人とのつながりを持てる場づくりを進めます。

基本方針（8）学習関連機関及びコミュニティ関連機関との連携による生涯学習の推進

近隣大学等、他の学習関連機関と連携した事業を進めるとともに、地域課題解決のための学習や地域との交流を図るために、コミュニティセンターや地域団体等との協働による学習支援を推進します。

【基本施策】

①地域課題の解決や市民生活向上のための学習機会の提供

（P12、基本方針（2）基本施策①と共通）

②市民大学等の充実

（P14、基本方針（3）基本施策②と共通）

③児童生徒、若者に対する支援の充実

(P 1 4、基本方針(5) 基本施策①と共通)

④高齢者に対する学習支援の充実

(P 1 5、基本方針(6) 基本施策①と共通)

⑤障がい者に対する学習支援の充実

(P 1 5、基本方針(7) 基本施策①と共通)

⑥関連機関との連携による生涯学習の推進

コミュニティ施設や地域団体等と連携し、市民の学習機会の拡大に努めます。

基本方針(9) 学習活動の支援体制の確立

個人の学習要望に応じた学習情報提供や学習相談体制の充実を図り、市民活動サポートセンターとも連携しながら、講師、指導者等の人材の確保・育成に努めるとともに、地域の学習関連施設における相談体制を充実させることで、市民の生涯学習を支援する体制づくりに努めます。

【基本施策】

①学習情報提供・学習相談体制の充実

ア 生涯学習関連情報は、市の広報、ホームページを始めとして、市民活動サポートセンターの情報サイト「ざまっと」等で逐次情報提供に努め、新たな提供方法についても調査研究に努めます。

また、各種団体・サークルの情報を集めた冊子や、学級・講座等の開催情報、市職員の専門知識を市民の生涯学習に役立ててもらうことを目的とした「生涯学習宅配便」メニュー集等、各種情報誌の刊行に努めます。

イ 市立公民館、青少年センターなど地域における生涯学習関連機関や市民活動サポートセンターにおいて、市民が気軽に相談できる機能の充実に努めるとともに、市民の視点に立った相談・助言を行う体制づくりに努めます。

ウ 市立公民館等の社会教育施設を活用した事業活動などを通じて学習機会を提供します。

②人材の確保・育成

- ア 専門的知識・技能を持つ人材の発掘、把握に努め、各種講座や地域での人材活用に努めます。
- イ 現代的課題学習等について、市民との協働による事業実施を推進するために、各種講座等を企画・運営できる人材の育成に努めます。
- ウ 学びを支援する人材（ボランティア）を育成し、市民の学習活動を市民同士で支えられる環境づくりに努めます。
- エ 各種ボランティアの積極的受け入れを進めるとともに、ボランティア相互の交流・研修機会の充実を図り、生涯学習活動が有効に進められるよう努めます。

③生涯学習に関わる機関の職員体制の充実

- ア 市民の多様な学習要求や変化する社会情勢に対応し、かつ市民との協働の視点に立った事業展開を行うことができるよう、職員体制の充実に努めます。
- イ 各機関、施設の機能が十分に発揮できるよう職員研修の充実に努め、職員の資質向上を図ります。

④生涯学習施設の整備

- ア 既存の市所管生涯学習施設（市立公民館、図書館、青少年センター、市民文化会館、市民体育館、スポーツ施設等）の維持補修に努めます。
- イ バリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、障がい者や高齢者の特性を踏まえつつ、誰もが利用しやすい施設整備を目指します。
- ウ 市民が自分の住むまちに愛着や誇りを持ち、文化財や郷土資料を保存・活用するため、郷土博物館の設置に向けて取り組みます。

⑤学校施設の開放

市内公立学校のグラウンド、体育館等の開放により、市民が健康づくりや生涯学習活動を行う施設の提供に努めます。

基本方針（10）事業評価システムの実施

生涯学習事業の質的向上を図るため、事業実施機関による内部評価に加えて、公民館運営審議会や社会教育委員会等による外部評価を実施します。

【基本施策】

①外部評価委員による事業評価の実施

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、教育行政事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表します。

②社会教育委員会議、公民館運営審議会による事業評価の実施

本市の生涯学習を推進するための社会教育事業について、社会教育委員会議及び公民館運営審議会の意見を聴取することにより事業評価を実施します。

③施策への市民意見、要望などの反映

市民や各種団体に対するアンケート調査の実施を通して、市民の意見・要望などを聞き、施策への反映に努めます。

基本方針（11）推進体制の確立

市民の多様な学習意欲に応えるとともに、生涯学習活動を支援するために、本市の推進体制を整備します。

【基本施策】

①生涯学習推進会議の開催

市民の多様な生涯学習を支援し生涯学習を推進するために複数部局にまたがる課題があるときには、関係部局で情報を共有し調整します。

②進行管理

社会教育委員会議・公民館運営審議会や市民から意見聴取を行い、必要に応じて関係部局、施設や団体などと調整の上、施策を検討し、その実効性を常に保ちながら進行管理していきます。

【参考資料】

- ・座間市の生涯学習に関するアンケート調査報告書（令和4年度実施）
- ・座間市生涯学習プラン策定委員会名簿
- ・座間市生涯学習プラン策定までの取組

座間市生涯学習に関するアンケート調査

報 告 書 (抜粋)

令和4年8月

座 間 市

調査の実施概要

1) 調査目的

本業務は、座間市が令和5年度から運用する新生涯学習プラン策定に伴い、市民及び生涯学習団体の生涯学習に関する実態及び意向を把握するため、アンケート調査を実施するものです。

2) 調査方法

①LINE

市LINE公式アカウントを利用し配信（配信対象セグメント「イベント・講座」、「子育て」、「教育・文化・芸術」、「健康・医療・スポーツ」、「福祉」）

なお、メニュー画面の「参画」からも回答可。

②紙ベース

(1)個人…後述の「アンケート用紙、回収箱設置場所」にアンケート用紙と回収箱を設置。

(2)団体…後述の「アンケート用紙、回収箱設置場所」にアンケート用紙と回収箱を設置。

市公民館、北地区文化センター、東地区文化センターは登録団体連絡棚にも用紙を投函。

「アンケート用紙、回収箱設置場所」

市役所（生涯学習課）、市公民館、北地区文化センター、東地区文化センター、図書館、青少年センター、スカイアリーナ座間（市民体育館）、ハーモニーホール座間（市民文化会館）、各コミュニティセンター（立野台、新田宿・四ツ谷、小松原、東原、相模が丘、ひばりが丘、栗原）、サニープレイス座間（総合福祉センター）、市民健康センター

3) 調査日程

①LINE：令和4年4月15日（金）8時30分に配信

（回答期限 令和4年5月6日（金）23時59分）

②紙ベース：アンケート用紙、回収箱設置期間

令和4年4月15日（金）～令和4年5月6日（金）

4) 回収結果

個人合計 : 回答数 1,203

個人（LINE）：回答数 1,160（配信数 14,876 回答率 7.8%）
個人（紙ベース）：回答数 43

団体（紙ベース）：回答数 141

回答数内訳

- ・市公民館 48
- ・北地区文化センター 24
- ・東地区文化センター 43
- ・スカイアリーナ座間（市民体育館） 1
- ・サニープレイス座間（総合福祉センター） 2
- ・立野台コミュニティセンター 18
- ・新田宿・四ツ谷コミュニティセンター 1
- ・東原コミュニティセンター 1
- ・ひばりが丘コミュニティセンター 1
- ・FAX 2

5) 集計方法

単純集計 各質問に対する回答を集計し、表で報告。

6) 集計結果の見方

- ①回答は小数点第2位を四捨五入し、構成比率（%）で小数点第1位までを表示しています。よって、回答率の合計が100.0%にならない場合があります。
- ②複数回答の設問の場合、1人の回答者が2つ以上の回答をしてもよいので、回答数が回答者総人数を上回る場合があります。
- ③紙ベース回答分は記入漏れや記入間違いのため、回答数の合計と回答者総人数が一致しない場合があります。

アンケート調査 集計結果

個人

あなた自身についてお答えください

問1. 年齢は？

問1	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
回答数	13	27	162	270	221	233	238	40
%	1.1	2.2	13.5	22.4	18.4	19.4	19.8	3.3

問2. 現在行っている生涯学習の内容は？（複数回答可）

問2	健康	技能、知識	趣味	外国語 文学、歴史	家庭知識	芸術	スポーツ	子育て	ボランティア	政治経済 環境問題	何もしていない
回答数	235	178	139	122	121	114	107	100	88	50	573
%	12.9	9.7	7.6	6.7	6.6	6.2	5.9	5.5	4.8	2.7	31.4

問3. 生涯学習の情報をどこから得ていますか？（複数回答可）

問3	広報さま	インターネット インスタグラム	新聞、雑誌、本	テレビ、ラジオ	チラシ、ポスター	県のため	サポートセンター	得ていない
回答数	496	463	225	129	109	89	25	311
%	26.9	25.1	12.2	7.0	5.9	4.8	1.4	16.8

問4. 学んだことを何に役立てたいですか？（複数回答可）

問4	教養、生活向上	仕事、就職 資格取得	ボランティア	社会福祉活動	地域づくり	学習指導	役立てるつもりはない
回答数	707	382	239	186	167	94	156
%	36.6	19.8	12.4	9.6	8.6	4.9	8.1

問5. 今後、学びたいことは？（複数回答可）

問5	健康	技能、知識	外国語、文学、歴史	趣味	家庭知識	芸術	ボランティア	子育て	政治経済環境問題	スポーツ	特になし
回答数	494	437	359	342	322	268	214	194	184	157	92
%	16.1	14.3	11.7	11.2	10.5	8.7	7.0	6.3	6.0	5.1	3.0

問6. 今後、どのような方法で生涯学習をしたいですか？（複数回答可）

問6	インターネットテレビ	公開講座	県・市講座	地域の仲間サークル	カルチャーセンター	本、雑誌	通信教育	大学、専修学校職業訓練校	個人教室 個人レッスン	特になし
回答数	493	462	430	346	324	295	219	190	189	95
%	16.2	15.2	14.1	11.4	10.6	9.7	7.2	6.2	6.2	3.1

問7. 生涯学習に取り組もうとする際に、どのようなことが妨げになっていますか。（複数回答可）

問7	忙しくて時間がない、合わない	費用がかかる	希望に合う講座や教室がない、情報がない	施設や場所がない、使いにくい	感染症が怖いので施設に行けない	活動する仲間がない、指導者がいない	家族や職場の理解を得られない	そのようなことが好きではない	特になし
回答数	621	593	454	311	224	181	29	7	115
%	24.5	23.4	17.9	12.3	8.8	7.1	1.1	0.3	4.5

問8. この1年間で利用した市の施設は？（複数回答可）

問8	図書館	公民館、地区文化センター	ハイモニーホール座席	サニープレイス座席	スカイアリーナ座席	コミュニティセンター	青少年センター	小中学校開放施設	児童館	相模川グラウンド	テニスコート	市民球場	スポーツ広場	新田宿グラウンド	利用していない
回答数	381	302	245	221	220	161	42	41	35	34	21	13	10	3	431
%	17.6	14.0	11.3	10.2	10.2	7.5	1.9	1.9	1.6	1.6	1.0	0.6	0.5	0.1	20.0

問9. 今後、あなたの知識や技能を生かして、講座の講師・指導者をしてみたいですか。

問9	してみたい	したくない	わからない
回答数	221	459	516
%	18.5	38.4	43.1

団体

該当するものに○をつけてください。

問1. あなたの団体が行っている生涯学習活動は？

問1	芸術	趣味	健康	スポーツ	ボランティア	子育て	家庭知識	外国語 文学、歴史	技能、知識	環境問題 政治経済	その他
回答数	36	32	29	18	13	10	9	8	5	0	8
%	21.4	19.0	17.3	10.7	7.7	6.0	5.4	4.8	3.0	0.0	4.8

問2. あなたの団体では、1回当たりおよそ何人の方が参加されていますか？

問2	1～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上
回答数	66	57	13	6	0	0
%	46.5	40.1	9.2	4.2	0.0	0.0

問3. あなたの団体では、どのような年齢層の方の参加が多いですか？

問3	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
回答数	8	3	7	11	14	48	88	21
%	4.0	1.5	3.5	5.5	7.0	24.0	44.0	10.5

問4. あなたの団体では、団体の情報をどのような媒体を使って発信していますか？（複数回答可）

問4	広報さま	サポートセンター	インターネット ツイッター インスタグラム	チラシ、ポスター	新聞、雑誌、本	県のたより	テレビ、ラジオ	発信していない
回答数	41	24	22	20	1	0	0	60
%	24.4	14.3	13.1	11.9	0.6	0.0	0.0	35.7

問5. あなたの団体で、今後取り組みたい生涯学習はありますか？（複数回答可）

問5	健康	芸術	ボランティア	子育て	趣味	スポーツ	外国語 文学、歴史	技能、知識	家庭知識	政治経済 環境問題	特にない
回答数	19	15	12	8	6	6	6	5	5	2	50
%	14.2	11.2	9.0	6.0	4.5	4.5	4.5	3.7	3.7	1.5	37.3

問6. あなたの団体でこの1年間で利用した市の施設は？（複数回答可）

問6	公民館、地区文化センター	コミュニティセンター	サニープレイス座間	ハーモニーホール座間	スカイアリーナ座間	図書館	青少年センター	児童館	スポーツ広場	小中学校開放施設	市民球場	新田宿グラウンド	相模川グラウンド	テニスコート
回答数	107	24	11	10	5	4	2	1	1	1	0	0	0	0
%	64.5	14.5	6.6	6.0	3.0	2.4	1.2	0.6	0.6	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0

座間市生涯学習プラン策定委員会委員名簿

委員長：安藤 誠（座間市教育委員会教育部長）

副委員長：大串 隆吉（生涯学習・社会教育関係者（座間市社会教育委員（議長））

委員：佐々木 邦彦（生涯学習・社会教育関係者（座間市立公民館運営審議会委員（委員長））

委員：田中 千里（公募委員）

委員：和田 智子（公募委員）

委員：安部 到（スポーツ課長）

委員：市嶋 英二郎（青少年課長）

委員：飯田 京子（図書館長）

委員：吉野 芳絵（生涯学習課長）

座間市生涯学習プラン策定までの取組

- 令和3年 6月 (仮称)新座間市生涯学習プラン素案検討委員会の設置及び運営に関する要綱を制定
- 8～9月 関係部課長による新座間市生涯学習プラン素案検討委員会(以下「検討委員会」)第1回会議(書面)。趣旨及び経過説明、素案策定手順及び生涯学習に関するアンケート調査実施の要否を確認
- 9月 社会教育委員会議(書面)で前プランの検証
- 11月 社会教育委員会議で前プランの検証
- 12～令和4年1月 検討委員会第2回会議(書面)。前プランの検証作業の進捗状況について報告、生涯学習に関するアンケート調査実施方法及び内容について確認
- 12～令和4年1月 公民館運営審議会で検証(郵送)
- 令和4年1～3月 社会教育委員会議で前プランの検証及び次期プランの構成素案(骨子案)の作成
- 4～5月 「座間市生涯学習に関するアンケート調査」実施
- 5～6月 検討委員会第3回会議(書面)。前プランの検証結果及び次期プランの構成素案(骨子案)を提出、座間市生涯学習プラン策定委員会(以下「策定委員会」)の構成メンバーについて確認
- 6月 6月15日広報で策定委員会の公募委員を募集
- 8月 生涯学習に関するアンケート調査の結果を検討委員会に報告及びホームページで公開
- 8月 座間市生涯学習プラン策定委員会の設置及び運営に関する要綱を制定、策定委員会第1回会議(8月16日)
・委嘱状交付 ・副委員長選出 ・内容説明等
- 9月 策定委員会第2回会議(9月21日)
・プラン構成素案について
・プラン基本方針、基本施策について

- 10月 策定委員会第3回会議（10月21日）
 - ・プラン基本方針、基本施策について
- 11月 関係部局から意見聴収
- 11月 策定委員会第4回会議（11月30日）
 - ・プラン素案について
- 11月 社会教育委員会議へプラン素案提出（協議）
- 12月 教育委員会定例会へプラン素案説明
- 12月 パブリックコメント募集
 - （12月15日～令和5年1月16日）
- 令和5年 1月 教育委員会定例会へプラン素案提出（協議）
- 1月 策定委員会第5回会議（1月27日）
 - ・プラン案について
- 1～2月 パブリックコメントへの対応とプラン案修正
- 2月 教育委員会定例会へプラン案提出（議案）
- 3月 社会教育委員会議にプラン報告



座間市マスコットキャラクター

座間市生涯学習プラン（令和5～12年度）

発行 令和5年3月

発行者 座間市教育委員会
教育部 生涯学習課

住所 〒252-8566

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号